

環境カウンセラー制度（環境省ホームページより抜粋）

環境カウンセラーとは

環境カウンセラーとは、市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民や NGO、事業者などの環境保全活動に対する助言など（＝環境カウンセリング）を行う人材として、[環境カウンセラー登録制度実施規程](#)に基づき、環境省の行う審査を経て登録された方々です。

事業者を対象とした環境カウンセリングを行う「事業者部門」と市民や市民団体を対象とした環境カウンセリングを行う「市民部門」に区分されています。また、多くの環境カウンセラーが、環境カウンセリングを行うだけでなく、自ら積極的に環境保全活動を行ったり、市民、事業者、行政の間のパートナーシップ作りを行うなど、様々な活動を行っています。

（この制度は、人材登録制度であり、いわゆる国家資格ではありません。また、登録された方について活動の場を保証する制度でもありません。）

登録制度

環境カウンセラー登録制度とは、「[環境カウンセラー登録制度実施規程](#) [PDF]」（平成 8 年環境庁告示第 54 号）に基づき、環境省が実施している登録制度です。市民活動や事業活動の中での環境保全に関する取組について豊富な実績や経験を有する等一定の要件を備える者について、申請に基づき審査を行い「環境カウンセラー登録簿」に登録します。その登録簿はインターネットを通じて広く一般に公表され、環境保全に関する取組や活動を行おうとしている各主体に対して、環境カウンセラーの連絡先や専門分野などの情報が提供されることになります。環境カウンセラーに期待される役割は、自らの経験を生かして積極的に環境保全活動に取組み、地域の環境パートナーシップの形成等に寄与していくことにあります。具体的な活動内容としては、次のようなものが考えられます。

事業者部門

事業者からの環境保全の具体的な対策、環境活動評価プログラムなどに関する相談に対する助言

市民部門

市民、市民団体などからの環境問題、環境保全活動、組織運営等に関する相談に対する助言、環境学習講座の講師

（参考）登録状況（平成 19 年 4 月現在）

事業者部門	2, 473 名
市民部門	1, 907 名
合計（実数）	4, 380（4, 090）名

住所「愛知県」分野「化学物質」で検索すると 57 名